

産業廃棄物を出す時の流れ①

① 業者を選びましょう

民間業者のため、料金は各社異なります。事前に見積もりをお願いします。

(イメージ図)

□□事務所(排出者)

「産廃の収集※をお願いします。」

△△運輸(収集運搬業者)

「かしこまりました、○日に見積もりに伺います。」

※処分業者への見積もり依頼も排出者が行います。

② 委託契約を交わしましょう

収集運搬業者、処分業者それぞれと書面で契約しましょう。

許可証の内容を確認し、廃棄する産廃を処理できるか確認するんですね。

(イメージ図)

「この産廃を処理できますね。△△運輸さんと〇〇工業さんと契約します。」

〇〇工業(処分業者)

③ 廃棄するごみを引き渡して、manifestoを交付します

manifestoって何ですか？

伝票のようなもので、産業廃棄物が最後まで適切に処理されたか確認するためのものです。

排出者が作成して契約した業者に交付します。

「この内容で間違いありません。B1～E票を渡しますから、運搬が完了したら、manifestoの写しを返してくださいね。」

△△運輸

(次ページに続く)

④ manifestoを保管しましょう

排出者は運搬完了と処分完了を返送されるmanifestoで確認しましょう。

E票が返送されてはじめて全ての処理完了が確認できるんですね。

(イメージ図)

「A、B、D、E票の返送を確認、産廃の処理完了」

manifestoについては21～22ページへ

ここで質問！

Q1 委託契約は口頭で行ってもよいですか？

いけません。

量にかかわらず、書面で契約し、責任の所在を明らかにしてください。

書面契約なし

「××円になります。」

不法投棄

「ごみが後で見つかったも、契約の証拠はないから大丈夫」

書面契約あり

「契約完了！確かに受け取りました。」

適正処理

「契約どおり運搬完了！」

Q2 収集運搬業者から、処分業者を紹介されました。そのまま契約を進めてもよいですか？

まず、処分業者の許可証を確認してください。

出したい産業廃棄物と許可証の品目を確認してから委託契約を交わしてください。

許可証	
品目	
ア	_____
イ	_____
ウ	_____